

六交協公告第1号

六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月27日

六ヶ所村地域公共交通活性化協議会長 千田 昇

第1 業務概要

- (1) 業務名 六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約発効の日の翌日から令和7年3月31日まで

第2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 青森県内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて本村に訪問可能であること。
- (3) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）において国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (4) 本業務の遂行に必要な専門的知識を有していること又は必要な専門家、関連企業等との協力関係を整えていること。
- (5) 公告日から契約日までの間、六ヶ所村の指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全で有るものでないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

(8) 村税等の滞納がない者。

第3 業務上の必須条件

- (1) 主任担当者は、参加者の組織に所属していること。
 - (2) 主任担当者が国家公務員の場合は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定を満たしていること。
 - (3) 主任担当者は、令元年4月以降に類似業務に携わった経験があること。
 - (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先が、上記3参加資格（1）、（5）、（6）、（7）、（8）のいずれにも該当する者であること。
- (注) 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

第4 手続等

(1) 担当課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475
六ヶ所村役場 政策推進課 企画グループ
電話 0175-72-8180（直通） F A X 0175-72-2743

(2) プロポーザルに係る関係資料の交付

① 資料名

- (ア) 六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領
- (イ) 六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書
- (ウ) 六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査要領

② 交付期間

令和5年5月27日（月）から令和6年6月13日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時15分から午後5時まで）

③ 交付場所

六ヶ所村役場 政策推進課 企画グループ

④ 上記資料は、六ヶ所村のホームページからも入手可能

(URL <http://www.rokkasho.jp/>)

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和6年6月13日（木）午後5時まで（郵送必着）
- ② 提出場所 六ヶ所村役場 政策推進課 企画グループ
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(4) 参加要件の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書等により参加要件の確認を行い、令和6年6月17日（月）まで

に次に掲げる事項を記載した参加要件確認通知書をE-mailで送付する。併せて参加要件を満たす者に企画提案書の提出を要請する。

- ① 参加要件を満たすと認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- ② 参加要件を満たさないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(5) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年6月24日（月）午後5時まで（郵送必着）
- ② 提出場所 六ヶ所村役場 政策推進課 企画グループ
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(6) ヒアリング審査

- ① 実施日 令和6年7月3日（水）予定
- ② 実施場所 六ヶ所村役場

第5 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (4) 詳細は「六ヶ所村地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領」による。